

公募型見積合わせを行うので、下記のとおり公告する。

令和6年5月7日

室蘭市長 青山 剛

記

1 対象となる委託業務内容

- (1) 件名 室蘭市電子入札システム導入・運用業務委託
- (2) 仕様等 室蘭市電子入札システム導入・運用業務委託仕様書のとおり
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和12年2月28日まで
- (4) 見積合わせの方法 郵便による見積合わせ
*この見積合わせは、郵便により行うため、「郵便入札の手続について」を確認のうえ、見積りをすること。

2 公募型見積合わせに参加する者に必要な資格

参加者は、次に掲げる条件をすべて満たす者

- (1) 2023～2026年度室蘭市競争入札参加資格者名簿に業務委託中「電算関係ソフトウェア」で登録がある者
- (2) 北海道内を本店又は支店、営業所、出張所として営業している者
- (3) 電子入札コアシステム開発コンソーシアム正会員又は賛助会員であり、地方公共団体における導入・運用実績があること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の競争入札参加排除の規定に該当しない者
- (5) 公告の日から見積合わせ執行日までのいずれの日においても、室蘭市競争入札参加資格者指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止の措置を受けていないこと
- (6) 会社更生法による更生手続開始前の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者等経営状態が著しく不健全である者でないこと
(更生手続又は再生手続開始後、室蘭市から再認定を受けている者を除く)

3 参加申請書等の提出期間、場所等

(1) 申請書等

参加希望者は、公募型見積合わせ参加申請書（様式1）に、次の書類を添付して提出すること。

- ・電子入札コアシステム開発コンソーシアム正会員又は賛助会員であることを証するものの写し（当該コンソーシアムホームページに掲載されている場合は省略可）
- ・業務実績調書（様式2）及び当該業務の履行証明書、完成認定書等の写し
- ・公募型見積合わせ参加申請受理票（様式3）

(2) 提出期間 令和6年5月8日から令和6年5月21日まで

（ただし、土曜日・日曜日・祝日を除く午前9時から午後5時15分まで。）

- (3) 提出場所 総務部総務課契約検査係
(室蘭市役所本庁舎4階、電話0143-25-2125)
- (4) 提出方法 郵送又は持参すること。(ファクシミリによるものは受け付けない。また、郵送の場合は提出期間内必着とする。)
- (5) 参加資格の確認
申請書等を受理した者のうち、参加資格のある者には收受印を押した受理票を返却し、参加資格のない者には、その理由を記載した文書により通知する。
- (6) 提出書類様式の入手方法
(3)の提出場所において無償で配布するほか、次のアドレスの室蘭市役所ホームページにおいて、ダウンロードできる。
<http://www.city.muroran.lg.jp/main/org2420/r6denshinyuusatsu.html>
- (7) その他
ア 申請書及び資料等の作成並びに提出に係る費用は、提出者の負担とする。
イ 提出された申請書及び資料等は返却しない。
ウ 受理票は持参の場合は受理時に、郵送の場合はファクシミリ又はメールにより通知する。

4 契約保証金は免除する。

5 仕様書等

仕様書等の閲覧等は、次の期間、場所で行う。

- (1) 閲覧期間 令和6年5月7日から令和6年5月23日まで
- (2) 閲覧場所 室蘭市役所ホームページ
- (3) 仕様書等に関する質問がある場合は、令和6年5月14日までに質問書(様式は任意)を総務部総務課契約検査係へメールにて提出すること。回答は、令和6年5月16日に室蘭市役所ホームページの室蘭市電子入札システム導入・運用業務委託のページにて公表する。
メールアドレス: keiyakukensa@city.muroran.lg.jp

6 見積方法について

- (1) 見積書等
見積合わせ参加者は、次の様式を参考として見積書を提出すること。
- ① 室蘭市電子入札システム導入・運用業務委託見積書(様式4)
 - ② 室蘭市役所ホームページに掲載の郵便入札の手続きの郵便入札用封筒(例)を参考に外封筒及び内封筒を作成し見積書を入れ提出すること。
- (2) 見積書は郵送又は持参すること。(メール又はファクシミリによる見積書の提出は認めない。)
- ① 見積書を持参する場合は、**令和6年5月23日(木)午前9時から午後5時までの間に提出先に持参すること。**
 - ② 見積書を郵送する場合は、**令和6年5月23日(木)を指定日とする配達日指定郵便、かつ、一般書留又は簡易書留**のいずれかによること。
- (3) 提出先 〒051-8511 室蘭市幸町1番2号

室蘭市役所総務部総務課契約検査係

(室蘭市役所本庁舎4階、電話0143-25-2125)

(4) 見積合わせの回数は、2回までとする。

ただし、第1回目の見積合わせにおいての辞退者、遅参者及び無効の見積りをした者は、第2回目の見積合わせに参加できない。

7 見積合わせの日時及び場所

(1) 日時 令和6年5月24日 午前9時00分

(2) 場所 室蘭市役所本庁舎2階3号会議室

(3) 結果の公表 決定後速やかに、室蘭市役所ホームページの室蘭市電子入札システム導入・運用業務委託のページに掲載する。また、決定者に対してのみ、受注者決定後、速やかに連絡する。

8 見積合わせ心得等

(1) 見積書は封筒に入れて提出すること。

(2) 見積書の撤回等 市に到達した見積書の書換え、引替え又は撤回はできない。

(3) 次に該当する見積りは、無効とする。

ア 資格のない者がした見積り

イ 記名押印のない見積書

ウ 金額を訂正した見積書

エ 見積者が同一件名に2つ以上の見積りをしたとき

オ 記載事項が不明確な見積書

カ 見積りに関し不正、不穏当の行為があった者のした見積り

キ その他、見積りに関する条件に違反した場合

(4) 受注者の決定に当っては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数は、これを切り捨てた金額）をもって決定価格とするので、見積者は見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

見積書は、様式3を使用し見積書及び別紙内訳に以下の額等を記載し提出すること。

ア 令和6年度に行う電子入札システム導入業務及び電子入札システム運用管理業務の額

イ 令和7年度から令和10年度までの電子入札システム運用管理業務の月額（1年度に電子入札を100件行うものとして記載すること。ウにおいて同じ。）並びに電子入札を行う件数が100件を超えたときの超えた件数1件あたりの単価及びその単価に60を乗じた額に月額に12を乗じた額を加えた額（単価の記載がない場合は、100件以上行った場合であっても全て月額に含まれていると解す。ウにおいて同じ。）

ウ 令和11年度の電子入札システム運用管理業務の月額並びに電子入札を行う件数が100件を超えたときの超えた件数1件あたりの単価及びその単価に45を乗じた額に月額に11を乗じた額を加えた額

エ 各年度の合計額を合計した額を見積書の総額に記載すること。

オ 本市が電子入札コアシステムを契約する必要について記載すること。必要である場合はエの額に475,200円及び435,600円に5を乗じた額を加えた額を他

の参加者と比較する額とする。

(5) 見積合わせの中止等

ア 見積合わせまでの間にやむを得ない事由のため、見積合わせを延期又は中止することがある。

なお、中止となった場合でも、申請書等の作成費用は申請者の負担とする。

イ 受注者決定の日から7日以内に契約を締結しないときは、この決定を取り消す。

9 その他

本件は、地方自治法第234条の3の規定による長期継続契約であるため、履行期間の始期の属する年度に係る予算の議決を条件として成立します。

また、令和7年度以降において、歳出予算の当該金額について削除又は減額があった場合、契約を解除することがあります。